

太陽光発電事業と地域との調和に関する条例の一部改正について

1 目的

2050年カーボンニュートラルに向けて、農業の健全な発展と再生可能エネルギーの導入の促進を図るため。

2 改正案 ※禁止区域を除くものとする。

(1) 荒廃農地に設置する営農型太陽光発電を適用除外とする。	
理由	令和3年3月、荒廃農地に再生可能エネルギー設備を設置しやすくするため、農地転用許可制度等が見直しされたことから、本市においても、荒廃農地への太陽光発電設備を設置しやすくするため。
(2) 非FIT（固定価格買取制度）により、設置する営農型太陽光発電を適用除外とする。	
理由	売電目的の形式だけの営農者の参入のおそれがなく、農業の振興に寄与するものであるため。
(3) 改正地球温暖化対策推進法に規定する促進区域は適用除外とする。	
理由	令和3年5月、地球温暖化対策推進法の改正により、地域の環境保全や地域の課題解決に貢献する再生可能エネルギーを活用した「地域脱炭素促進事業」を推進する仕組みが創設されたため。
(4) 研究用目的で市長が認めるものは適用除外とする。	
理由	研究用目的は一時的に設置されることが想定され、本市の脱炭素化に寄与するものであるため。